

自転車保険に入っていますか？

問い合わせ／
道路課交通担当(内線3221)



埼玉県では、平成30年4月1日から自転車保険への加入が義務になりました

近年、自転車事故による高額賠償請求事例が各地で相次いでおり、自転車の事故に対する社会的な責任の重みが増しています。自転車事故を起こした際の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るため、もう一度、ご自身の保険加入状況を確認し、もしもの事態に備え、保険に加入してください。

- 1 自転車利用者…県内で自転車を利用する場合に、自転車損害保険等への加入が義務
※未成年者が自転車を利用する場合は保護者等が加入
- 2 自転車を利用する業者…業務として自転車を利用する場合に、自転車損害保険等への加入が義務
- 3 自転車貸付業者…レンタル業務として自転車を貸付ける場合に、自転車損害保険等への加入が義務
- 4 自転車販売店・学校…自転車損害保険等の加入確認及び未加入時の情報提供が努力義務



〈日常生活での賠償責任保険等〉

自転車保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車向けの保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	PTAの保険	PTAや学校が窓口となる保険
共済		全労済、市民共済など
TSマーク付帯保険		自転車の車体に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険		カード会員向けに付帯した保険

〈業務中での賠償責任保険等〉

自転車保険の種類	保険の概要
施設所有者賠償責任保険	業務活動中の事故に備えた保険
TSマーク付帯保険	自転車の車体に付帯した保険

重要

～交通災害共済と自転車保険の違い～

交通災害共済 自身がケガをした時に、通院日数に応じた金額を見舞金として支給する制度です。相手方への支払いはできません。詳細は5ページをご覧ください。

自転車保険 自転車事故で相手に賠償請求が生じた時に支払う制度です。もう一度、自転車保険について確認しましょう！



Q 自転車保険はどこで加入するの？

A 加入は各保険会社や自転車販売店等でお願います。市役所での加入手続きはできませんので、ご注意ください





万が一の
事故に備えて

交通災害共済に加入しましょう

皆さんが会費を出し合い、交通事故によるケガがあった場合に見舞金が支払われる相互扶助制度です

平成31年度から、年会費が500円に値下げとなります。「自転車乗車中に転倒してケガをしてしまった」「歩行中に自転車とぶつかりケガをしてしまった」など、万が一の事故に備えて、加入しましょう。

加入申込み

対象／市内在住の方

費用／**500円** (共済会費)

共済期間／2019年(平成31年)4月1日から
2020年3月31日

申込み／2月1日(金)以降に、道路課、両支所地域グループ、各公民館・生涯学習センター、市民センター、市民サービスコーナー、ゆうちょ銀行、郵便局で加入申込書を記入し、会費を添えて同所(代理申請可)。



Q 以前は会費が900円だったけど、補償内容が変わるの？

A 補償は変わりませんので安心です。さらにお手ごろで加入しやすくなりました。



※来年度の加入から自治会での取りまとめはなくなりますので、各自でお申込ください。

見舞金

災害の区分	共済見舞金の額		
死亡	120万円		
傷害1 (交通事故証明有り)	入院1日につき	2,000円	それぞれの単価に日数を掛けた金額の合計額 ※上限22万円。2万円に満たない場合は2万円
	通院・往診1日につき	1,000円	
傷害2 (交通事故証明無し)	入院・通院・往診1日につき	1,000円	単価に日数を掛けた金額 ※上限6万円。2万円に満たない場合は2万円

必要書類／①会員証 ②交通事故証明書又は交通事故自認証 ③診断書(下記「付加給付」制度有り)

④通帳・印鑑

※事故内容等によりその他必要な書類がありますので、詳細はお問い合わせください

診断書料付加給付

平成30年度会員から、組合所定の診断書(道路課・両支所地域グループにあります)で1通あたり5,000円加算されます。詳細はお問い合わせください。 ※傷害1・2のみ対象

診断書の発行には5,000円程度かかりますので、付加給付により、同程度の費用が戻ってくるようになります。



単独事故も対象

強風で転んでケガをしたなど、自転車(単独)の事故も対象となります。平成29年度には33件の見舞金請求がありました。

交通安全に努めることはもちろんですが、事故は身近に起こり得るものです。交通事故でケガをした場合は、まずはお問い合わせください。

